

平成28年度 予算成立が前提

大阪狭山市 市民公益活動促進補助金 説明会

平成28年1月24日（日）
午前10時～
市役所南館・講堂



1. 市民公益活動とは？
2. 市民公益活動促進補助金とは？
3. 対象団体と対象事業
4. 申請書類
5. 申請方法
6. 審査基準
7. 公開プレゼンテーション
8. 事前相談にお越しく下さい！

<その1>

市民公益活動とは？

◆市民が自発的・自立的に行う営利を目的としない活動

◆不特定かつ多数のものもの利益の増進に寄与する活動



つまり...

お金もうけを目的としないたくさん
の人の役に立つ自発的な活動



- ★副池の水浄化プロジェクト
- ★子どもと親が交流できる子育て広場
- ★食生活改善 講演会・料理教室
- ★子どもの虐待防止 ワークショップ
- ★シルバー世代向けの健康教室
- ★若者の自立支援 講演会
- ★落語、紙芝居、茶道、琴などの文化
教育イベント

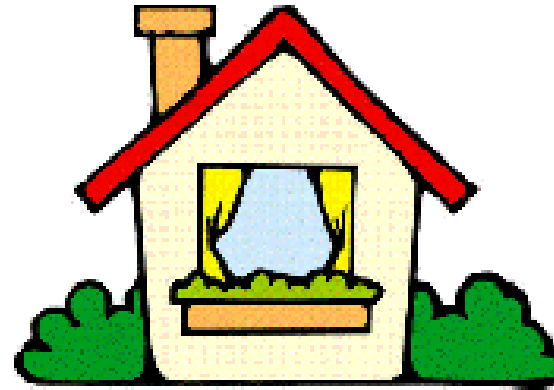


1. 市民公益活動とは？

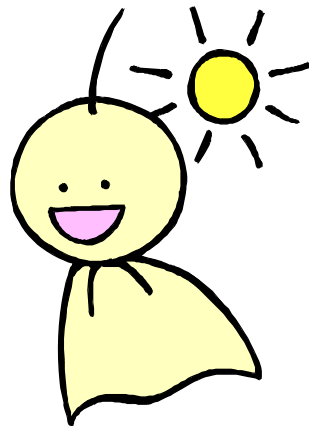
気になること
課題



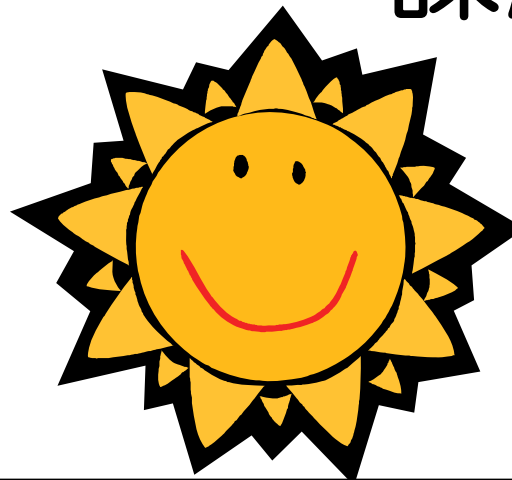
現在の活動
現状



実施すること



課題解決後



1. 市民公益活動とは？

気になること
課題



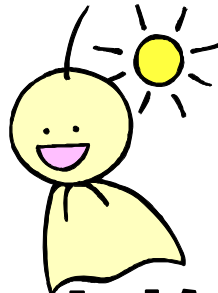
地域の世代間のつながりが希薄になっている



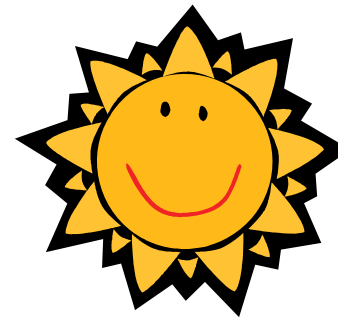
現在の活動
現状

同好会で趣味のカラオケを練習中

実施すること



子ども、青少年、高齢者が相互交流できる
[世代間カラオケ大会]



課題解決後

世代間交流により地域活性化

<その2>

市民公益活動促進補助金とは？

まちのために役立つ、市民団体を取り組む活動がこれまで以上に活発になることが目的



福祉の増進、環境の保全、子ども
の健全育成、文化芸術の振興、社会教
育の推進など、多様な地域課題を解
決するためのもの



市民から寄せられた寄附金を活用

【市民公益活動促進基金】

各補助事業がこの基金制度をPR

⇒基金制度の認知度アップ

⇒市民公益活動の広がり

<その3>

対象団体と対象事業

対象団体

- 継続して1年以上活動している団体
- 役員が3人以上いる団体
- 事務所が市内にある団体

対象事業

- 平成28年4月1日～平成29年3月31日に実施する事業
- 国、他の自治体などから補助金を受けていない事業
- 文化会館の利用料が5万円未満の事業

入門部門

- 市民公益活動をめざし、団体を設立しようとするもの
- 補助上限は5万円、補助対象経費の5分の4の範囲
- 団体の立ち上げに向けた研究、研修費も対象にできます
- 事務所設置などの備品等は対象外
- 上位5事業までが優先的に採択！

チャレンジ部門

- 総事業費が30万円未満の事業
- 過去にこの補助金を受けていない事業
- 補助上限は10万円
- 上位5事業までが優先的に採択！

自立促進部門

総事業費の上限なし

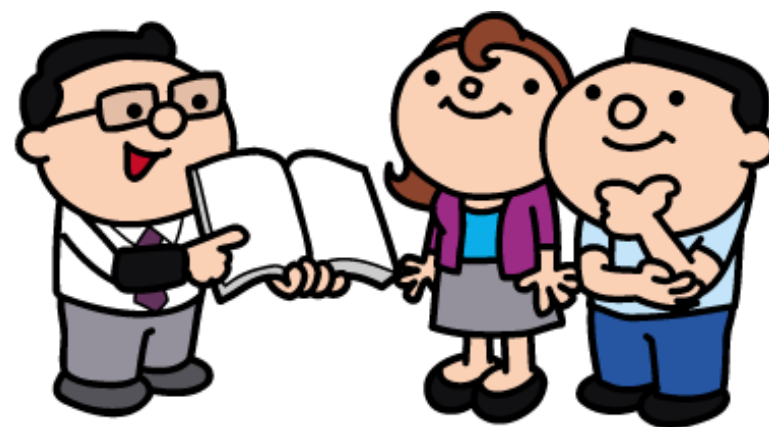
補助上限は

1年目	30万円
2年目	28万円
3年目	26万円
4年目	24万円
5年目	22万円

チャレンジ部門と通算して5年まで！

<その4> 申請書類

- 市民公益活動促進補助金交付申請書
- 事業計画書
- 収支予算書
- 定款、会則
- 団体概要書
- 団体自己PR票
- 役員名簿
- 団体の全体がわかる事業計画書等



<その5> 申請方法

□提出期間 平成28年1月25日(月)
～3月11日(金)

□提出方法 直接または郵送

□提出先 市役所1階 14番窓口



市民協働・生涯学習推進グループ

<その6> 審査基準

書類審査と公開プレゼンテーション

- 公益性（社会貢献度）
- 発展性
- 計画性
- 先駆性
- 波及性
- 自立目標度
- 情報開示度
- プレゼンテーション（発表）内容

<その7>

公開プレゼンテーション

公開プレゼンテーションの開催の目的

- 公平性、公正性、透明性を高める
- 他の団体とともに公開の場で事業について発表し、事業の客観性を高める
- 事業に対する多くの市民の理解を得ることができ

公開プレゼンテーションの手順等

- 平成28年4月17日（日）午前9時集合
- 市民活動支援センター・講堂
- 発表時間7分、質疑応答時間3分
- 会場に用意しているもの
パソコン、プロジェクター、スクリーン
マイク、ホワイトボード

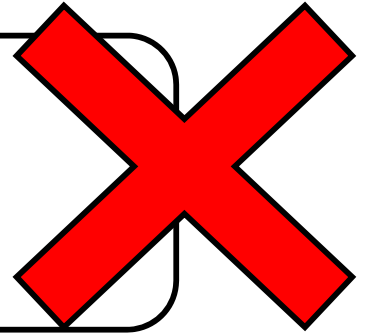
やりがちな3つのこと

- (1) 流れと要点が不明確なまま話してしまう
- (2) 専門的な話や細かい説明に終始してしまう
- (3) 時間切れでよくわからなくなってしまう

話す順番に要点をまとめて、
結論のページを用意しましょう

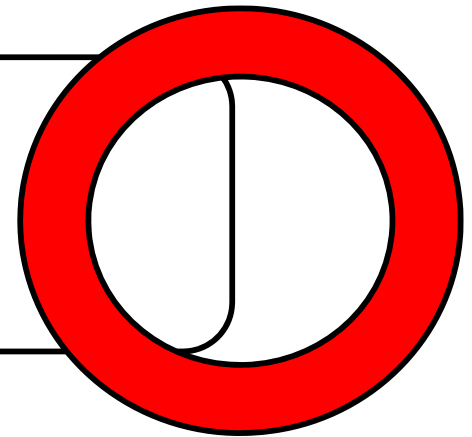
プレゼンテーションの最大のポイントは「姿勢」！

自分たちが言いたいことを話せばよい



発想の転換
が必要

傍聴者（審査員、市民）が知りたいこと、
聞きたいことに答えてあげる



<その8>

事前相談にお越しく下さい！

事前相談でできること（メリット）

（1）分からないことを確認

- 「応募の手引き」を読んでも分からないことを確認。
- 審査基準（〇〇性など）の意味を知る。
- 支援したいと思うような事業はどのようなものか確認。

（2）事業計画を改善

- 第三者に相談することで、計画改善のヒントを得る。
- 多くの団体を知る市民活動支援センターは情報がいっぱい。

（3）プラスアルファな関係の構築

- 申請のみでなく、情報交換、何かで役に立つ相互関係の構築。
- ボランティア登録者などの制度を知る。

事前相談の際に注意すること

(1) 相談する内容を整理しておく

- 整理しておかないと聞き忘れてしまう。
- できれば箇条書きで質問点を書き出しておく。

(2) 早めに動く

- 締め切り間際ではもう遅い。なるべく早くに！
- 申請期間に関わらず、事業を計画する時期に相談を！

まずはお電話で、可能であれば面談を

8. 事前相談にお越しく下さい！

- ◆市民活動支援センター
072-366-4664
開館：年末年始以外
午前9時～午後10時まで



- ◆市役所 市民協働・生涯学習推進グループ
072-366-0011（内線240）
開庁：月曜日～金曜日
午前9時～午後5時30分まで

